

支部組織等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「支部規程」という。）は、理事会が定款第54条第1項に基づき神奈川県内に設置する支部並びにその支部の会員、組織、事業、運営等及び会則の細目について、定款第57条に基づき、定める。

(支部の設置)

第2条 理事会が設置する支部及びその担当区域は、別表第1に記載のとおりとする。

(承認又は報告の事項)

第3条 支部は、支部会則の制定及び変更並びに支部の事業及び会務等（以下「事業等」という。）に係る次に掲げる事項について会長に具申し、理事会の承認を得なければならない。

- 一 支部長の選任
- 二 事業計画及び収支予算
- 三 事業報告及び収支決算報告
- 四 担当区域の自治体及びマンション関連団体等との覚書又は協定等の締結
- 五 その他事業等の遂行に係る特に重要な事項

2 支部は、次に掲げる事項について会長に適時報告しなければならない。

- 一 支部役員の詳細
- 二 支部の連絡場所（「事務局」という。以下同じ。）
- 三 事業等の進捗状況
- 四 支部総会等の会議の議事録
- 五 その他支部会員及び事業等の遂行に係る重要な事項

第2章 会員及び役員

(会員)

第4条 支部の会員（以下「支部会員」という。）は、定款第55条第1項による当会の会員とする。

2 支部は、定款第54条第2項により、当会の会員以外の者を支部会員にできない。

3 支部会員は、定款第55条第2項により、同時に2以上の当会支部の会員になれない。

4 支部会員は、支部会員、事業等、国・地方自治体のマンション管理施策及びマンション管理組合等に係る個人情報その他の秘密の情報について、法令が定めるところにより、守秘しなければならない。

(役員)

第5条 支部には、次の各号に掲げる役員（以下「支部役員」という。）を置く。

- 一 支部長

- 二 副支部長1名以上
- 三 書記〇名以上
- 四 会計〇名以上
- 五 幹事〇名以上
- 六 支部監査役1名以上

2 前項の場合において、第三号から第五号までの支部役員は、支部会員数の規模に応じて置かないことができる、又は他の支部役員が兼任することができる。ただし、支部監査役は、他の支部役員を兼任することができない。

(資 格)

第6条 前条の支部役員となる支部会員は、定款第19条第2項第三号から第五号に定める懲戒処分を受けていない者、及びこれらの懲戒処分を受けたものの次の各号の要件を充たしている者でなければならない。

- 一 第三号（6か月以内の会員としての権利の停止（これに準ずる処分を含む。））処分を受けた者は、決定後2年間経過した者
- 二 第四号（退会勧告）処分を受けた者は、当会を退会した日から2年間経過し、当会に再入会が承認された者
- 三 第五号（除名）処分を受けた者は、決定後4年間経過し、当会に再入会が承認された者

(選 任)

第7条 支部役員又は補欠の支部役員は、前条の役員資格を充たす支部会員の中から、支部が定める方法により選任する。

(任 期)

第8条 支部役員の任期は、支部の定時総会終了のときから、翌々年の定時総会終了のときまでの2年とし、再任を妨げない。

- 2 支部役員の改選年度は、当会役員の改選年度と同じとする。
- 3 補欠の支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職 務)

第9条 支部役員の職務は、それぞれ次の各項に掲げるとおりとする。

- 2 支部長は、支部を代表し、支部の事業等を統括すると共に、この支部規程、支部会則及び支部総会等が定める職務を遂行する。この場合において、支部長は、支部監査役を除く他の支部役員にその職務の一部を委任することができる。
- 3 副支部長は、支部長を補佐すると共に、支部長が職務の遂行に当たれないときは、その職務を代行する。
- 4 書記は、支部総会等の会議の議事の経過の要領及びその結果を記録する議事録を作成し、管理する。
- 5 会計は、支部の収支に係る出納及び会計書類等作成の事務を執り、管理する。
- 6 幹事は、支部長が委任する一部の職務を遂行する。
- 7 支部監査役は、支部役員の職務の遂行及び支部の会計の状況について不正の行為の有無その他を監査し、その結果を支部総会に報告する。支部監査役は、支部が支部役員会を置き、運用する場合において、支部役員会での議決権を有しない。

- 8 支部役員は、法令並びにこの支部規程、支部会則及び支部総会等の定めを遵守し、支部の会員のため、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第3章 事業等

(事業等)

第10条 支部は、各事業年度（1月1日から12月31日まで）において、次の各項に掲げる事業等を行う。

2 事業

- 一 国・県・担当区域自治体等のマンション管理施策の推進協力等
- 二 マンション管理組合等を対象とした相談会、交流会及び研修セミナー等
- 三 支部会員を対象に、次の事項に係る勉強会及び研修会等
 - (一) マンションの管理運営に関する事項
 - (二) 専門的な知識・能力等の拡充・向上及び職業倫理の堅持等に関する事項
- 四 支部会員の業務受託の支援等
- 五 その他担当区域の状況に鑑み当該支部が実施することが望ましいと認められる事業及び理事会から付託された事業

3 会務

- 一 支部総会の開催
- 二 支部定例会（*支部役員会）の開催、及び必要に応じ担当区域の自治体・行政区対応の部会等の開催
- 三 事業等に係る当会との連絡、調整及び補完等
- 四 必要に応じ担当区域マンション関連団体等との連携
- 五 その他事業等の遂行に必要な会務の遂行

(遵守事項)

第11条 支部は、事業等を遂行するに当たり、次の各項に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 当会が実施する事業等との事前の調整又は補完関係の維持
- 3 定款第56条第1項の事業活動の公正性及び中立性の保持並びに同条第2項のマンション管理組合等を相手方とした業務等の受委託等については、国・地方自治体のマンション管理施策に関する協力等の事業に係るものを除き、契約の締結禁止の堅持

第4章 運営

(支部総会)

第12条 支部総会は、支部の総会員をもって組織し、次に掲げる事項について決議する。

- 一 支部会則の制定及び変更
- 二 支部役員を選任
- 三 事業計画及び収支予算
- 四 事業報告及び収支決算報告並びに支部監査役の監査報告

五 支部年会費又は臨時に徴収する負担金の額

六 その他支部会則において定める事項並びに支部会員及び事業等に関する重要な事項

2 支部長は、各事業年度に1回、定時の支部総会を適時に開催しなければならない、及び必要に応じ臨時の支部総会を開催することができる。

3 支部総会に係る招集手続、議長、議決権の割合及び行使の方法、定足数、議事及び議事録の作成その他については、当会の社員総会の例に準じて、支部会則において定める。

(支部定例会等)

第13条 支部は、前条の支部総会のほか、次に掲げる会合を運用することができる。

一 支部の総会員をもって組織する支部定例会

二 支部の総役員をもって構成する支部役員会

三 必要に応じ区域の自治体又は行政区に対応する部会等

2 前項各号の会合の運用に係る細目は、支部会則において定める。

第5章 会 計

(会計年度)

第14条 支部の会計年度は、事業年度と同じとする。

(収入及び支出)

第15条 支部の会計における収入は、当会の収支予算に計上される支部への配分金とし、その収入は支部の事業等の遂行に要する費用の支払に充てる。

2 支部は、前項の定めにとらわず、支部の事業等の遂行に要する費用の一部について、支部総会の決議を経て支部会員から徴収する支部年会費又は臨時負担金の収入をもって、その支払いに充てることができる。

3 前2項の収支に係る出納及び会計書類等作成の事務を執るに当たっては、当会の会計に係る諸規定に基づいた適正な事務を執らなければならない。ただし、定時の支部総会を、当会の行事日程に間に合わせるため、会計年度末月内において開催する場合は、開催日から会計年度末日までの確定済の収支については当該会計年度の収支に計上し、決算することができる。

第6章 雑 則

(支部担当理事の設置等)

第16条 会長は、この支部規程が定める会長の職務について、会長を補佐する支部担当理事を置き、その職務を委任することができる。当該支部担当理事は、受任した職務を遂行する。

2 支部は、第3条の承認又は報告の事項並びに会長の職務に係るその他事項について、前項の支部担当理事を日常の連絡先とする。

(支部への通知等)

第17条 会長並びに委員会及び研究会等は、支部の担当区域を対象とした事業等を遂行するときは、予めその旨を支部に通知し、必要に応じ事前の調整その他を行う。

(支部からの協力要請)

第18条 支部は、事業等の遂行に当たり、会長、委員会、研究会及び他の支部等の協力を得る必要があるときは、会長に人材派遣、情報提供及び広報その他の協力を要請することができる。

(会長の指示等)

第19条 会長は、次に掲げる事項について、必要に応じ関係先へ適切な指示及び勧告等を行う。

- 一 支部からの委員会、研究会及び他の支部等に対する人材派遣その他の協力要請
- 二 支部の事業等に対する、理事会の承認を経た、是正勧告又は調整等
- 三 理事会への支部長の出席

2 前項の会長の指示等を受けた関係先は、それを遵守しなければならない。

(支部会則)

第20条 支部は、この支部規程が定める事項並びに支部の組織、事業等及び運営等の明細について、支部会則を定める。

2 会長は、前項の支部会則について、その指針となる標準支部会則を作成し、提示する。

(事務局の指定)

第21条 支部は、事務局を、支部長の住所若しくは居所又は支部長が指定する場所に置く。

2 支部は、事務局及び当会の電子資料ファイルに、支部会則、支部会員名簿、支部の総会議事録等及び会計書類等を備え置く。

附 則

(発 効)

第1条 この規程は、平成27年10月19日から効力を発する。

別表第1 設置支部及びその担当区域

設置支部	担当区域
横浜支部	横浜市の全区域
川崎支部	川崎市の全区域
県央相模支部	相模原市・座間市・海老名市・厚木市・伊勢原市・秦野市・大和市・綾瀬市・愛川町・清川村の全区域
湘南支部	藤沢市・茅ヶ崎市・平塚市・寒川町・二宮町、大磯町、小田原市・箱根町・湯河原町・真鶴町・南足柄市・大井町・開成町・中井町・山北町・松田町の全区域
横須賀支部	横須賀市・葉山町・逗子市・三浦市・鎌倉市の全区域